

錦江町農業委員会 6月総会議事録

○ 開催日時 平成29年6月23日(木) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(18人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	5番	平原 栄
〃	4番	水流 豊美
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨

○ 欠席委員(1人)

委員	20番	本釜 好子
----	-----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第11号 農地法第3条許可申請について

議案第12号 農地法第5条許可申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第14号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第15号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第16号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について

議 長	<p>只今より平成29年6月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は本釜委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に17番 鳥越委員と18番 樋渡委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第11号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第11号について説明いたします。</p> <p>受付番号3号の譲渡人はH・Yさん、N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字迫田705番22、地目は畑、地積は547㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Yさん、N自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>K・Yさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地1、114㎡、小作地2、830㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、12番 鍋委員です。</p>

	<p>次の受付番号4号の譲渡人は、H・Yさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字上萩ノ隅61番1、地目は田、地積は272㎡と田代川原字上萩ノ隅61番2、地目は田、地積は303㎡で、2筆の合計は575㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地966㎡、小作地1,929㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター1台となっています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、受付番号3号について、担当調査員の調査報告を、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋委員	<p>はい。それでは説明いたします。</p> <p>この案件は昨年の5月の定例総会の時に利用権設定がなされたものでした。</p> <p>場所は、田代麓の交差点から大根占方向へ約100mほど後戻ったところになります。譲受人のKさんですが、昭和43年と言いますから、今から49年前に車・バイク等に限らず、あらゆる各種タイヤの販売及び修理等を目的として起業されまして、現在も近くに住んでおられる息子さん夫婦と共に、一生懸命に頑張っておられる方です。</p> <p>今回の農地は、Kさんの店舗兼住宅の直ぐ裏手にありまして、利用権を結ぶ以前からも家庭菜園用として借りられていたものだそうです。</p> <p>また、折に触れ譲ってもらえないかと相談もされていたとのことで、今回売買が成立したものです。</p> <p>錦江町の定める下限面積もクリアされておりますし、特に問題は無いと思いますので、価格につきましては、路線価格に基づいて取引をなされたということでした。金額は全部で〇〇〇万円ということでした。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号4号について、事務局から調査報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号4号について報告します。</p> <p>事務局で調査報告をするのは異例だと思いますが、ちょっと込み入った案件でございますので、事務局の方から調査報告をいたします。</p> <p>先ず、場所ですが田代川原のH自治会から雄川の滝の方に町道が入っていますけれども、200mぐらい入った町道の右手側にある水田です。</p>

この件は、平成5年にHクリニックのH先生が住宅を建設するときに、T自治会在住のT・Kさんの田んぼを買って建てようと言われたときに、売買でということでしたけれども、Tさんの方が替地を希望されたということで、H・Yさんのお父さんであるKさんの田んぼを買って、Tさんにその面積に相当分を渡されたということです。そしてその残りの田んぼをT・Mさんのお父さんであるIさんが買われたんですけど、そのままずっと置いてあって、その後、直ぐ肝属南部開発事業がありまして、現在は1枚の田んぼなんですけれども、そのTさん名義とHさんの名義で4筆になっていると。そして今回、Tさんの方で名義が変わっていないことで、名義を変えたいということで相談に見えられました。

事務局としては、購入されてから24年以上経過していることから、時効取得でもいいんじゃないかと司法書士のNさんとも協議をしたんですが、当時売買に関わった方が誰もいないということや、固定資産税を今までHさんが支払ってきたということで、時効取得は難しいんじゃないかということで、3条の申請となったところです。

下限面積の30aをTさんはクリアされていらっしゃると思いますので、問題は無いかと思います。

尚、売買価格については、当時の関係者が誰もいないということで、分かりませんでした。平成18年に、このT・Kさんの3条の申請が総会に出て、当時の会議録を見てみたんですけども、当時も分からないということでした。平成5年当時あの辺りは反当〇〇万円程度していたということでした。

以上、調査報告をいたしました。よろしくご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	ただいま、調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
20番 鈴 委員	Hさんの、このTさんの店舗のすぐ裏で繋がっているの。
12番 鍋 委員	ブロック1枚で境になっていて、その直ぐ裏です。
20番 鈴 委員	これは宅地の感じで買われたんですか。お金的に非常に高いがと思って。びっくりするぐらい。

12番 鍋 委員	役場で路線価格を出してもらって、それで判定したということです。
事務局	農地ではなくて宅地の評価です。宅地の評価を税務係の方で聞かれて、その評価価格と平米を掛けた数字でということ。ですから宅地並み価格です。
20番 鈴 委員	非常に高いと思って。
12番 鍋 委員	この前、家を建てるからというのが出て来たけれども、そこからすると倍から違うんです。そんなに違うんだらうかと思ったけれども、当事者が言われたので、間違いのない価格だと思います。
10番 牧原委員	路線価格でも、そんなにするんだらうか。
事務局	坪単価で〇〇〇円ぐらいです。
5番 平原委員	坪単価にすれば安い方じゃ。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第11号を採決します。 お諮りします。 議案第11号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第11号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第12号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第12号について説明いたします。</p> <p>受付番号5号については、太陽光発電設備建設のための転用申請となっております。</p> <p>申請人はT自治会在住のS・NさんとK市に拠点を置く法人の(株)Nさんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は馬場字古村4,509番1、地目は畑、地積は1,680㎡の内1,123㎡と馬場字古村4,514番3、地目は畑、地積は1,105㎡で、2筆の合計は2,228㎡となっております。</p> <p>6頁から12頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、19番 鈴委員です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、19番 鈴委員をお願いします。</p>
19番 鈴 委員	<p>はい。このS・Nさんは、元々実家がSのど真ん中のございまして、その人の土地ということでございますが、16日に事務局と現地調査を致しました。太陽光を設置をすると。売買による設置ということでしたけれども、2種農地でございますので問題は無いと言え無いです。ただ、集落のど真ん中のございまして、太陽光を、私はそういうのは経験がございませんので、もし何か太陽光パネルを設置したら困る人が、何かクレームがあったりとか、そういう話があったら皆さんから知恵を頂きたいと思いますが、転用をするということについては、問題は無いのかなあと考えております。</p> <p>皆さんSを知っている方は分かると思うんですけども、元のNさんの住宅の前のお兄さんが牛小屋を作っていた所と、それからちょうど墓地公園の真前の高台でございます。墓地公園の反対側の高いところ。ですからあの高い所の場合には風が強いところだが、パネルを吹き飛ばして人家の上に落ちないかと心配もしましたけれども、そういうのも設置基準があつて飛ばないようにはするんでしょうと。すぐ隣が人家でございますので、排水関係には注意をし</p>

	て頂くようには事務局にはお願いをしたところでございます。以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
13番 徳永委員	1点良いですか。図面で見ると、隣の家に反射光が影響を与える様な、そういう心配は無いのか。良く問題になるのが反射光で揉めることが多いですね。
19番 鈴委員	位置関係から言って直ぐ隣が人家ですけども、パネルは南向きに付けますよね。そうした時には直ぐ西に当たりますので、並んだ形になるので、反射光が直接人家に入るようなことは無いと思います。 パネルは高台の方に付けますから、ちょうどその人家の屋根の上あたりに作るぐらいの高さに今でもなっています現地は。
10番 牧原委員	これは売買なんですか。
事務局	売買です。1筆が〇〇万円です。両方で〇〇万円です。両方とも約1,000㎡ずつです。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第12号を採決します。 お諮りします。 議案第12号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第12号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は9筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第13号のうち、受付番号27号から29号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第13号のうち、受付番号27号から29号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号27号、28号の貸し人はT・Eさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は27号が城元字森山1，312番1、地目は田、地積は621㎡、28号が城元字坂ノ上2，585番9、地目は畑、地積は1，106㎡で、2筆の合計は1，727㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年7月1日から平成34年12月14日まで、小作料金は27号が10アール当たり20，000円、28号が10アール当たり10，000円となっています。</p> <p>借り人は、K・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地、小作地ともありませんが、K・Tさんは認定新規就農者の申請予定者となっています。</p> <p>次の受付番号29号の貸し人はO・Eさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字大田中1，135番、地目は田、地積は1，558㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年7月1日から平成34年12月14日までで、小作料金</p>

	<p>は45,000円となっています。</p> <p>借り人は、27号、28号と同じK・Tさんです。</p> <p>27号、28号の担当調査員は17番鳥越委員。29号の担当調査員は20番本釜委員となっていますが、代表して鳥越委員に調査報告をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号27号から29号までについて、17番 鳥越委員をお願いします。</p>
17番 鳥越委員	<p>このT・Eさんの分ですけれども、これは元々K・Tさんが借りられていた田んぼと畑ですけれども、K・Tさんの方が病気療養中ということで作れないということで合意解約して、K・T君の方が新たに今年から、元々Zの方に勤められていて、今年4月に就農という形を取り、露地野菜を植える予定です。</p> <p>次のO・Eさんの分は、これはお父さんのK・Kさんが元々借りられていた田んぼでしたけれども、ここにK・T君の方が、新規就農の作物をスナップエンドウということでしましたので、スナップエンドウを植える場所が無いということで、お父さんと合意解約してもらって息子さんのTさんが作るようになりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号のうち、27号から29号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第13号のうち、27号から29号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第13号のうち、27号から29号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、○番 基委員の退席を求めます。</p> <p>(○委員 退席)</p>
議 長	<p>次に、議案第13号のうち、受付番号30号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第13号のうち、受付番号30号について説明します。</p> <p>受付番号30号の貸し人はM・Kさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字内ノ牧5, 138番177、地目は畑、地積は6, 674㎡のうち3, 000㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成29年7月1日から平成34年12月14日まで、小作料金は10アール当たり3, 000円となっています。</p> <p>借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>(株) T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23名で5700日、自作地1, 485㎡、小作地173, 006㎡となっています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター6台、トラック10台、管理機3台、乗用防除機2台、田植機・コンバイン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、18番 樋渡委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>はい。受付番号30番のM・Kさんの件についてですが、場所はMさんの住宅の直ぐ裏手の所です。借り人のT・Fさんは、先月も挙がったとおり、皆さんもご存じのとおり、O地区でもネギをやっておられる方です。ネギ・レタス、大根占で出来ない時期に田代でそういうのを作りたいということで、今後ももっと広げて行きたいということで、何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号のうち、受付番号30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第13号のうち、受付番号30号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第13号のうち、受付番号30号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、2番 基委員の入室を求めます。</p> <p>(基委員 入室)</p>
議 長	<p>次に議案第13号のうち、受付番号31号から35号までを議題とします。</p> <p>事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号のうち、受付番号31号から35号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号31号から35号までについては、農地中間管理事業により県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>お手元に配布しました配分計画案をご覧ください。</p> <p>先ずK・Aさんですけれども、リタイヤということで経営転換の対象となっています。N・Tさんについては廃業といたしますか、こちらにいらっしゃらない方です。Oの方に在住の方でございまして、これも経営転換の対象となっています。そしてT・Kさんについては、この機構集積協力金の対象ではないんですけれども、農地中間管理事業を活用して利用権設定を結びたいということで申請されたということでした。</p> <p>再配分予定者については、お目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 基 委員	<p>農地中間管理事業は貸付期間は10年ですか。</p>
事務局	<p>中間管理事業につきましては、自分名義であれば10年以上出来るわけです。親の名義であったりとかした場合には5年を2回ということになりますけれども。基盤法も一緒ですね。ただし相続人の全委員の同意が得られれば10年結ぶことも可能です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号のうち、受付番号31号から35号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第13号のうち、受付番号31号から35号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号のうち、受付番号31号から35号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第14号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第14号について説明します。</p> <p>今回は除外の申請ですが、申請者は、(有) S・Sさん、Tに拠点を置く法人です。</p>

	<p>申請地は神川字宮前622番、地目は田、地籍は736㎡となっています。</p> <p>この申請は、水産加工施設建設のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、16番 山中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を16番 山中委員お願いいたします。</p>
16番 山中委員	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>地図を見てもらった方が分かりやすいんですが、20頁。私と徳永委員と事務局で、16日の午後から現地の方に行きました。場所はこの地図のとおり、Kへ上がる筋です。左側にこの写真ではスタンドがありますけれども、今はありません。空き地となっています。その右手の7畝3分ぐらいの田んぼでございます。S水産はこの左の販売所と書いてありますが、ここにF館を作っております。とり急いで作ったもんだから、刺身程度の販売をするというような形で広く取ってなかったもんですから、今度、許可が出なかったということで、土地を探して、現在のこの土地はS・K君名義でありますので、ここに新しく加工施設を作りたいということで申請があったものです。よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>補足をいたします。申請地は鳥浜水田の一角になりますので、10ha以上、15.5haぐらいあるんですけども、その中の端地ということで、S水産の方がTに事務所を設けていらっしゃるの、農用地から除外した段階で第1種農地に該当するんですけども、第1種農地の例外規定である集落接続施設、地域に居住する者あるいはそこで営業をする者の業務上必要な施設を、集落に接続して設置するものということで、転用の許可が出来るということで、この除外の申請をして頂きました。申請地から3戸以上の50m以内に住宅がありますので、例外規定が適用できるということでございます。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>

10番 牧原委員	ソーラーシステムなんかも同等に出来るの。
事務局	ソーラーは出来ません。ソーラーは例外規定に入りません。
8番 寺田委員	この集落接続施設であれば縛るものは無いんですか。
事務局	先ほど言ったように、S水産はTの所で事業をされている訳ですよ。そこに代表者の方も住んでいらっしゃいます。地域に居住する者が必要とする事業に供するための施設ですので、それがS水産が事業に全然関係のない何かを作ろうとしたら出来ません。会社で必要なものですから作れるんです集落接続で。
19番 鈴委員	結局、この販売所を持っているから出来るということ。
事務局	販売所というより、会社がT地域内にあって、Tで自分が会社の中で必要な施設として水産加工施設を作るので出来るということです。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第14号を採決します。 お諮りします。 議案第14号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第14号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第15号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第15号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明します。</p> <p>— 以下 資料に基づき説明 —</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第15号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第15号については、原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第16号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第16号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。</p> <p>— 以下 資料に基づき説明 —</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第16号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第16号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第16号については、原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成29年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

17 番

18 番

議事録調整者 窪 和人